

平成 28 年 8 月 12 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市情報公開審査会

会 長 玉 巻 弘 光

行政文書非公開決定処分に対する不服申立てについて（答申）

平成 28 年 4 月 28 日付けで諮問された行政文書非公開決定に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。



## 1 審査会の結論

厚木市長（以下「実施機関」という。）が、「新ごみ中間処理施設建設に伴う金田東部地区各戸訪問結果を作成した資料」（以下「本件行政文書」という。）について、文書不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

## 2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、平成 28 年 2 月 23 日付けで、厚木市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して、本件行政文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成 28 年 3 月 7 日付けで、本件行政文書は、作成しておらず、また、集計のために職員が利用したメモは廃棄済みであるとして、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、文書不存在を理由として非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成 28 年 3 月 11 日付けで、本件処分に不服があるとして、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件行政文書の公開を求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 金田東部地区（以下「本件地区」という。）の各戸訪問を実施したのであれば、自治会加入者の判別方法、調査項目、その結果の記録等は、存在すると考えることが合理的であり、作成していないという非公開理由は不自然である。

イ 平成 25 年 10 月 10 日に金田上部自治会館で開催された環境保全委員会・建設対策部会合同会議において、市の環境施設担当部長に対し、本件地区を訪問した結果のデータの公開を求める意見があった。

このような意見があったにも関わらず、本件行政文書を廃棄したことは、悪意に基づき行われた証拠の隠滅である。

ウ 本件行政文書は、平成 25 年 12 月 12 日に行われた環境教育常任委員会において、環境総務課長が答弁した根拠となった資料であり、当然に保存されているべきものである。

エ 平成 28 年 2 月 8 日に公開された「新ごみ中間処理施設建設に伴う金田東部地区各戸訪問結果（H25.10.1 現在）」（以下「訪問結果」という。）の記載内容に疑義があり、また、実施機関による理由説明書その他の説明には虚偽があると考えられるため、本件行政文書を確認する必要がある。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### (1) 本件行政文書について

##### ア 訪問調査票、訪問リスト等の行政文書について

本件の各戸訪問の目的は、新ごみ中間処理施設の建設に対する本件地区の全体的な意向を確認することであったため、各意見について個人の特定は必要としていなかった。

また、調査内容は、「環境センターが近くにあることについてどう思っているか」、「新施設建設に対する考えはどうか」という二つの項目であったため、訪問調査票のような文書を作成する必要がなかった。

次に、調査方法は、区域内の戸建て住宅を、住宅地図のコピーでチェックしながら訪問するというものであったため、訪問リストのような文書も作成する必要がなかった。

イ 職員が記録したメモ及び訪問時に使用した住宅地図のコピーについて

職員が記録したメモについては、エクセルシートで作成した訪問結果に、訪問の都度、その結果を上書き記録した時点で、その目的を遂げたため廃棄した。

住宅地図のコピーについては、訪問する住宅のチェックに使用したものであり、訪問終了時に目的を遂げたため廃棄した。

## (2) 非公開決定理由について

行政文書の定義については、条例第 2 条第 2 号に、次のとおり規定されている。

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

本件行政文書については、本件公開請求時点において、作成しておらず、又は廃棄済みであったため、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、文書不存在として非公開の決定を行ったものである。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件公開請求について

本件公開請求は、平成 25 年に新ごみ中間処理施設建設に伴う本件地区の各戸訪問の結果を作成した際の基礎資料となった、個人のメモ、訪問表、自治会加入者名簿、地図、訪問調査票、調査結果等の行政文書について公開が求められたものである。

本件公開請求に対して、実施機関は、本件行政文書は作成しておらず、又は廃棄済みであることから、文書不存在を理由として本件処分を行ったところ、不服申立人は、調査の記録等は存在するはずであるとし、改めて公開決定を求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討を行う。

### (2) 本件処分の妥当性について

不服申立人は、本件地区の各戸訪問を実施したのであれば、自治会加入者の判別方法、調査項目、その結果の記録等は、存在すると考え

ることが合理的であり、作成していないという非公開理由は不自然であるとし、また、廃棄した文書についても、平成 25 年当時に公開を求める意見があったにも関わらず、廃棄したことは、悪意に基づき行われた証拠の隠滅であると主張する。

一方、実施機関は、本件地区の各戸訪問に当たっては、訪問調査票、訪問リスト等を作成する必要がなかったものであり、職員が聴き取りしたメモ及び住宅地図のコピーについては、目的を遂げた時点で廃棄したと説明している。

不服申立人の意見及び実施機関の説明を聴取したところ、実施機関が行った各戸訪問調査結果の記録作成に関する基本姿勢が適切であったかという点について、疑問の余地がないとはいえない。

しかしながら、本件審理を通じて行われた実施機関の文書不存在とする説明に、特段の不自然な点や虚偽であると思われるものがあるとは認められず、一定の合理性が認められるものであり、この認定を覆すに足る具体的な事実や根拠も認められない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

情報公開制度は、行政文書が適切に取得、作成、整理及び保存されることが制度の基盤となっているものであり、その前提が実現していなければ、制度そのものの存在意義が失われてしまうものである。

また、行政文書を作成する際に使用した根拠資料についても、その内容及び性質を精査した後に、保存の要否の判断をするべきであったにもかかわらず、本件においては、自治会からの依頼による業務の代行という意識もあり、その点が不十分であった。

実施機関は、行政文書の取得、作成及び保存の要否の判断に当たり、慎重な配慮が必要であることに留意するべきである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 4 月 28 日	実施機関から諮問を受けた。
5 月 16 日	実施機関に理由説明書の提出を要求した。
5 月 20 日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
5 月 23 日	不服申立人に理由説明書を送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を依頼した。
6 月 7 日	不服申立人から意見書の提出を受けた。
6 月 28 日	不服申立人から意見を聴取した。 実施機関から行政文書非公開決定について、理由を聴取した。
7 月 22 日	審議

厚木市情報公開審査会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	玉 卷 弘 光	学識経験者
会長職務代理者	中 小 路 大	学識経験者
	石 本 健 二	学識経験者
	葦 澤 康 幸	学識経験者
	奈 良 庸 文	学識経験者